

公益財団法人新潟医学振興会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟医学振興会（以下「この法人」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 この法人の役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(顧問への準用)

第4条 顧問への報酬は、第2条を準用する。

2 顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については、前条を準用する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、最初の評議員会開催のときから施行し、公益法人の設立の登記の日から適用する。